

発行内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

## 〔その他告示〕

- 原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件
- （国家公安委一二）

- 駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（同一一二）
- 普通自転車の型式認定番号を指定した件（同一二三）
- 電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件
- （デジタル庁・法務二）
- 棚田地域振興法第七条第一項に基づく指定棚田地域を指定する件
- （総務・文部科学・農林水産・国土交通・環境二）
- ベトナム社会主義共和国におけるベトナム国家イノベーション・センター活性化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件
- （外務一四〇）
- 高速自動車国道に関する件
- （国土交通三四四～三三三二）
- バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシヤンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための基礎的な住環境及び保健医療サービスの整備並びに生計向上計画のための贈与に関する日本政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（同一四二）
- 日本に帰化を許可する件
- （法務省告示配四）

- |  |     |
|--|-----|
| 官 廷  | 公 告 |
| 割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係 | 諸事項 |
| 裁判所  |     |
| 相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係  |     |
| 内閣共済組合定款の一部変更関係  |     |
| 特殊法人等  |     |
| 会社その他  |     |

- 植物性たん白の日本農林規格の一部を改正する件（同六五一）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があつた件（環境五三）

- 精米の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産六四九）
- 精米についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同六五〇）
- 植物性たん白の日本農林規格の一部を改正する件（同六五一）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があつた件（環境五三）

三 二

- 〔国会事項〕  
内閣 防衛省

## 〔人事異動〕

- （皇室事項）

## 〔官庁報告〕

- 産業

- 日本産業規格（経済産業省）

- 日本に帰化を許可する件

(法務省告示配四)

八 八 八 八 六 六 六 八 八

法規的告示

○厚生労働省告示第百四十七号  
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成三十一年厚生労働省告示第六十六号）の一部を次の表のように改正し、告示の日から適用する。

	改 正 後	改 正 前
（介護分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）	（介護分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）	（介護分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）
<b>第二条</b> 介護分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下この条において「一号特定技能外国人」という。）を利用して「一号特定技能外国人」という。）を利用する者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事させない場合には、第二号を除く。）のいずれにも該当することとする。	<b>第二条</b> 介護分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。	<b>第二条</b> 介護分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。
一 一号特定技能外国人を受け入れる事業所が、介護等の業務を行うものであること。	一 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下この条において「一号特定技能外国人」という。）を受け入れる事業所が、介護等の業務（利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。）を行うものであること。	一 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下この条において「一号特定技能外国人」という。）を受け入れる事業所が、介護等の業務（利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。）を行うものであること。

一 号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する場合にあっては、実務経験等を有する一号特定技能外国人のみを当該業務に従事させ、かつ、一号特定技能外国人を当該業務に従事させること等について事業所が利用者等に対する説明を行うことのほか、次に掲げる事項を遵守することとしていること。

イ 一号特定技能外国人に対し、利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の基本事項、生活支援技術、利用者等とのコミュニケーション並びに日本の生活様式その他の当該業務に必要な知識及び技能を習得させる講習を行うこと。

ロ 一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する際、従事し始めた時から当該一号特定技能外国人が当該サービスの提供を一人で適切に行うことができるものと認められるまでの一定期間、当該サービスの提供に係る責任者等が同行する等により必要な訓練を行うこと。

ハ 一号特定技能外国人が従事する利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務の内容等に関して、当該一号特定技能外国人に対して丁寧に説明を行い、その意向等を確認しつつ、従事させる業務の具体的な内容、当該一号特定技能外国人の将来におけるキャリアの目標並びにそれらに対して事業所が行う支援の内容その他必要な事項を記載したキャリアアップ計画を作成すること。

(新設)

ホ 一号特定技能外国人が利用者の居宅においてサービスを提供する介護等の業務に従事する現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他の必要な環境整備を行うこと。

三・四 (略)

五 協議会において協議が調つた事項に関する措置を講ずること。

六 (略)

二・三 (略)

四 (略)

五 介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力をを行うこと。

○農林水産省告示第六百四十九号  
日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、精米の日本農林規格（令和三年農林水産省告示第二千七十三号）（JAS ○○一七）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年五月二十一日から施行する。

令和七年四月二十一日  
(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。)

○農林水産省告示第六百五十号  
日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、精米についての取扱業者の認証の技術的基準（令和三年農林水産省告示第二千七十八号）の一部を次のように改正し、令和七年五月二十一日から施行する。

令和七年四月二十一日

(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。)

○農林水産省告示第六百五十一号  
日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、植物性たん白の日本農林規格（昭和五十一年農林省告示第八百三十八号）（JAS ○八三八）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和七年五月二十一日から施行する。

令和七年四月二十一日  
(次のよう)は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。)

○環境省告示第五十三号  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第十五条の四の四第一項の規定廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があつたので、同条第三項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年四月二十一日

環境大臣 浅尾慶一郎

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
イ 氏名又は名称 東芝環境ソリューション株式会社  
ロ 住所 神奈川県横浜市鶴見区寛政町二十番一号  
ハ 代表者の氏名 代表取締役 吉田 久律  
二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所  
イ 横木県那須塩原市山中新田字前原三十九番四  
ロ 埼玉県越谷市むさし野三十七番一  
ハ 埼玉県白岡市上野田字北下原千四百四十七番一、千四百五十七番七及び千四百五十七番八  
東京都足立区新田二丁目四番四  
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町字十九ノ区四千六百二十一番一  
神奈川県川崎市川崎区扇島七番  
三 無害化処理の用に供する施設の種類  
イ 廃ボリ塩化ビフェニル等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第二条の四第五号イに規定する廃ボリ塩化ビフェニル等をいう。以下同じ。）の分解施設  
ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物（令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設  
四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類  
イ 廃ボリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であつて、微量のボリ塩化ビフェニルによつて汚染されたもの（以下「微量ボリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となつたもの  
ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ボリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつたもの  
五 申請年月日  
令和七年三月二十五日

六 縦覧場所  
イ 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課  
ロ 関東地方環境事務所資源循環課  
ハ 栃木県環境森林部資源循環推進課  
二 本 フ 那須塩原市環境戦略部サーキュラーエコノミー課  
ト ホ 埼玉県環境部産業廃棄物指導課資源化センター内収集管理棟二階  
ヘ 川 越市環境部産業廃棄物指導課資源化センター内収集管理棟二階  
チ 白 岡市生活経済部環境課  
リ 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課  
ヌ 足 立区新田区民事務所  
ル 神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課  
ヲ 横浜市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課  
ハ 戸 塚区総務部区政推進課広報相談係  
カ 川崎区役所  
ヲ 川崎区役所大師支所  
ハ 川崎区役所田島支所  
タ 川崎区役所大師支所  
ヨ 令和七年四月二十一日

そ の 他 告 示

## ○國家公安委員会告示第十一号

道路交通法施行規則（昭和11十五年総理府令第六十号）第二十九条の五第二項において準用する同規則第二十九条の二第五項の規定により令和七年三月二十六日付けをもつて次のとおり原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年四月二十一日

国家公安委員会委員長 坂井 学

型式認定番号	原動機を用いる身体障害者用の車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交 K25-1	自動折りたたみ式電動3輪カート Di Blasi R30 (A)	株式会社メグム 福岡県糸島市志登130-1

## ○國家公安委員会告示第十一号

道路交通法施行規則（昭和11十五年総理府令第六十号）第二十九条の二第二項において準用する同規則第二十九条の二第五項の規定により令和七年三月二十六日付けをもつて次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年四月二十一日

国家公安委員会委員長 坂井 学

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交 N25-33	V A C A N Z E n e o - G N E - 25 - 020	ホダカ株式会社 埼玉県越谷市流通団地1-1-9
交 N25-34	F E S C R O S S n e o - G T B - 25 - 009	ホダカ株式会社 埼玉県越谷市流通団地1-1-9
交 N25-35	F E V H 206 B H R F E V H 206 B H R	大日産業株式会社 京都府京都市東山区一橋宮の内町15
交 N25-36	K - F O R C E D K F - 25	株式会社アキボウ 大阪府堺市北区中百舌鳥町5丁目758
交 N25-37	丸石アシスト A S M 203 T Y	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市大字小松川684-1
交 N25-38	丸石アシスト A S S T 277 T Y	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市大字小松川684-1
交 N25-39	電動アシスト自転車 P O R T E R - M A X E C - J 20 A	株式会社弘進 大阪府大阪市東住吉区中野1-2-5 日商商事ビル2F

交 N25-40	20インチ電動アシスト自転車: Wo w c a t C 1 Wo w c a t - C 1	Wowcat co., LTD Room 501-2, No.18-90 Changwu Middle Road, Changzhou City, Jiangsu Province, China
交 N25-41	電動アシスト自転車 A D O E B I K E A i r C a r b o n	ADO株式会社 東京都杉並区阿佐ヶ谷北4-28-11ダイヤマンション101
交 N25-42	M X - E F M X E - 25	株式会社アキボウ 大阪府堺市北区中百舌鳥町5丁目758

## ○國家公安委員会告示第十一号

道路交通法施行規則（昭和11十五年総理府令第六十号）第二十九条の七第二項において準用する同規則第二十九条の二第五項の規定により令和七年三月二十六日付けをもつて次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年四月二十一日

国家公安委員会委員長 坂井 学

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交 A25-33	V A C A N Z E n e o - G N E - 25 - 020	ホダカ株式会社 埼玉県越谷市流通団地1-1-9
交 A25-34	F E S C R O S S n e o - G T B - 25 - 009	ホダカ株式会社 埼玉県越谷市流通団地1-1-9
交 A25-35	F E V H 206 B H R F E V H 206 B H R	大日産業株式会社 京都府京都市東山区一橋宮の内町15
交 A25-36	K - F O R C E D K F - 25	株式会社アキボウ 大阪府堺市北区中百舌鳥町5丁目758
交 A25-37	丸石アシスト A S M 203 T Y	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市大字小松川684-1
交 A25-38	丸石アシスト A S S T 277 T Y	株式会社丸石サイクル 埼玉県吉川市大字小松川684-1
交 A25-39	電動アシスト自転車 P O R T E R - M A X E C - J 20 A	株式会社弘進 大阪府大阪市東住吉区中野1-2-5 日商商事ビル2F
交 A25-40	20インチ電動アシスト自転車: Wo w c a t C 1 Wo w c a t - C 1	Wowcat co., LTD Room 501-2, No.18-90 Changwu Middle Road, Changzhou City, Jiangsu Province, China
交 A25-41	電動アシスト自転車 A D O E B I K E A i r C a r b o n	ADO株式会社 東京都杉並区阿佐ヶ谷北4-28-11ダイヤマンション101

○法デジタル庁告示第三号

○デジタル庁  
法務省告示第三号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第九条第一項の規定に基づく特定認証業務に關し、令和七年三月二十八日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

令和七年四月二十一日

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 1 認定証明書        | 認定証業務の名称 my電子証明書 |
| 2 認定証業務を行う者の名称 | my FinTech株式会社   |
| 3 認定証業務を行う者の住所 | 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 |

○農林省  
環境水産省  
国土交通省 告示第一号

棚田地域振興法（令和元年法律第四十  
二）の規定による。この地域は、令和  
七年四月二十一日

棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を次のとおり指定する。

令和七年四月二十一日

総務大臣	村上誠一郎
文部科学大臣	阿部 俊子
農林水産大臣	江藤 拓
国土交通大臣	中野 洋昌
環境大臣	浅尾慶一郎

指定棚田地域は、次の表の市町村名欄に掲げる市町村の区域のうち、旧市町村名欄に掲げる旧市町村の区域（昭和二十五年二月一日における市町村の区域をいう。）とする。

		都道府県名	区 域
附 則	徳島県	長野県	郡 名
		北安曇郡	市町村名
	阿波市	池田町	旧市町村名
	大俣村	池田町、会染村、七貴村	

**附則**

○外務省告示第百四十号

令和七年二月二十七日にハノイで、ベトナム社会主義共和国におけるベトナム国家イノベーション・センター活性化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

- 日 本 側 伊藤直樹在ベトナム大使  
国際連合開発計画側 ラムラ・カリディ在ベトナム事務所代表  
令和七年四月二十一日

外務大臣 岩屋毅

○外務省告示第一百四十一号

○外務省告示第百四十一号  
令和七年二月二十五日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバ  
シャンチャール島におけるミヤンマーからの避難民のための基礎的な住環境及び保健医療サービスの  
整備並びに生計向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務  
所との間に行われた。

- 3 2  
日 難民のための基礎的な住  
要な生産物及び役務の購  
贈与額 二億五千万円  
署名者 本  
国際連合難民高等弁務官

○外務省告示第百四十二号  
令和七年四月二十一日

令和七年三月十日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるコッククスバザール県におけるミヤンマーからの避難民及びホストコミュニティのための持続可能な固体廃棄物管理計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

署名者	3 2 1	協力の目的及び内容 ティのための持続可能な固体廃棄物管理計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入 贈与額 二億二千万円
日本 側	高橋直樹在バンガラデシュ臨時代理大使	
国際連合開発計画側	ステファン・リラー在バンガラデシュ事務所代表	
令和七年四月二十一日		
外務大臣 岩屋毅		

○ 財務省告示第二号  
農林水産省告示第二号  
経済産業省告示第二号  
株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。  
令和七年四月二十一日  
高橋直樹在バンガラデシユ臨時代理大使  
外務大臣 岩屋 豪  
日本側

令和七年四月二十日  
株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地  
農林水産大臣 江藤 勝信  
経済産業大臣 武藤 容治

(1) 変更事項

更 更	前 更
営業所又は事務所の名称：（新設）	営業所又は事務所の名称：（ ）

- (2) 変更年月日  
令和7年4月21日  
(3) 変更の理由  
出張所設置のため





## 人事異動

### 内閣

(内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)内閣事務官 福本茂伸  
辞職を承認する)  
(内閣府大臣官房審議官(経済財政運営担当)内閣府事務官 茂呂賢吾  
内閣事務官(内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付))に併任する(以上四月十七日)

### 防衛省

(防衛大学校長)防衛教育官 久保文明  
自衛隊法第四十四条の七第一項の規定による勤務延長の期限到来により令和七年二月三十一日限り退職

退職を承認する(以上三月三十日)  
防衛教育官(防衛大学校長)に採用する(自衛隊法第三十六条の二第一項による)  
任期は令和八年三月三十日までとする  
(大臣官房参事官)防衛書記官 奥田健

## 皇室事項

### 官庁報告

### 産業

#### 日本産業規格

令和7年4月21日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条の規定に基づき公示する。

令和7年4月21日

経済産業大臣 武藤容治

印

#### 制定された日本産業規格

(認定機関 一般社団法人日本鉄鋼連盟 申出)

鉄及び鋼一バナジウム定量方法—第1部：過マンガン酸カリウム酸化硫酸アンモニウム鉄(II)滴定法 G1221-1

鉄及び鋼一バナジウム定量方法—第2部：N-ベンゾイル-N-フェニルヒドロキシルアミン抽出分離吸光度法 G1221-2

#### 改正された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

エアコンディショナー第1部：直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ一定格性能及び運転性能試験法 B8615-1

ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法 C3005

家庭用及びこれに類する用途の機器用力プラーカー第1部：一般要求事項 C8283-1

工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット C8285

家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項 C8462-21

家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項 C8462-22

(大臣官房審議官)防衛書記官 中村晃之

退職を承認する(以上三月三十日)

久保文明

防衛教育官(防衛大学校長)に採用する(自衛隊法

第三十六条の二第一項による)

任期は令和八年三月三十日までとする

(大臣官房参事官)防衛書記官 奥田健

大臣官房審議官に昇任させる

四月一日)

原田卓三

防衛書記官(大臣官房参事官)に採用する(以上

四月一日)

高橋一郎

自動車構造用熱間圧延鋼板及び鋼帶

高圧ガス容器用鋼板及び鋼帶

鋼管用熱間圧延炭素鋼鋼帶

自動車用加工性熱間圧延高張力鋼板及び鋼帶

自動車用加工性冷間圧延高張力鋼板及び鋼帶

熱間圧延鋼板及び鋼帶の形状、寸法、質量及びその許容差

機械構造用合金鋼钢管

一般構造用炭素鋼钢管

機械構造用炭素鋼钢管

一般構造用角形钢管

高炭素クロム軸受鋼钢材

(認定機関 一般財団法人 日本規格協会 申出)

環境マネジメントシステム—要求事項及び利用の手引

適合性評価—技能試験提供者の能力に関する一般要求事項

(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ(<https://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

#### 廃止された日本産業規格

(日本産業標準調査会審議)

乗用車、トラック及びバス用タイヤ一転がり抵抗試験方法—單一条件試験及び測定結果 D4234 の相関

(認定機関 一般社団法人日本鉄鋼連盟 申出)

鉄及び鋼一バナジウム定量方法

G0417

G0557

G0559

G1219

G3112

G3113

G3116

G3132

G3134

G3135

G3193

G3441

G3444

G3445

G3466

G4805

Q14001

Q17043

#### 法務省告示配第4号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、いられを許可する。

令和七年四月二十一日

法務大臣 鈴木 肇祐

住所 千葉市美浜区

タン・チェン・カイ 平成15年12月8日生

住所 大阪府八尾市

トラン・ティ・キム・ロン 昭和59年5月15日生

レ・ドゥク・ホア 平成20年10月12日生

レ・トラン・フィ 平成21年12月20日生

住所 神戸市西区

グエン・クエン・ニュ 昭和62年10月10日生

G1221

住所 東京都世田谷区

レ・ブ・ミ・リン 平成3年4月11日生

住所 福岡県八女市

マイ・ティ・トウイ 平成4年5月19日生

住所 福岡県八女市

マイ・ニヤット・ミン 令和6年3月18日生

住所 栃木市

グエン・トウイ・チー 昭和60年10月14日生

住所 千葉県柏市

ミヤグマルドルジ・トゥグスピレグ 昭和52年7月20日生

住所 東京都板橋区

徐子欽 平成16年5月7日生

住所 大阪府東大阪市

チャン・ウォック・ラム 平成元年9月3日生

住所 神奈川県座間市  
レ・グエン・ドック・トゥアン 平成12年2月19日生  
住所 東京都八王子市  
李義冬 昭和53年11月22日生  
住所 神奈川県大和市  
ブ・テュット・マイ 平成13年2月12日生  
住所 兵庫県西宮市  
カオ・ティ・キャン・グエット 昭和57年11月26日生  
ファン・ドゥク・フェー 昭和52年7月20日生  
ファン・カオ・ドゥック・チー 平成20年5月20日生  
ファン・ハイ・リン 平成26年3月30日生  
住所 三重県津市  
ドゥ・ティ・ヒューエン・ガー 昭和53年4月4日生  
住所 福岡市南区  
ハー・トウイ・ティエン 平成7年8月1日生  
住所 東京都品川区  
プレブドルジ・ウルトナサン 昭和51年6月14日生  
住所 神奈川県大和市  
林好静 平成3年3月30日生  
住所 東京都杉並区  
ハイス・アリナ・マクシモヴァ 平成3年11月5日生  
住所 埼玉県坂戸市  
グエン・ティ・タン・フォン 昭和61年10月20日生  
ファム・グエン・クイン・ニー 平成31年1月9日生  
ファム・グエン・フォン・チャン 令和2年6月8日生  
住所 東京都世田谷区  
ハイラーニノバリ・サデク 昭和61年12月23日生  
バハビバルジ・モジデ 平成元年3月27日生  
住所 三重県津市  
ユウコウ・カトウ 平成4年8月29日生  
住所 兵庫県伊丹市  
ダオ・ドゥイ・チュン 平成7年8月10日生  
住所 千葉県鎌ヶ谷市  
馬仲駿 昭和45年3月6日生  
住所 大阪市中央区  
フルーキ・シイナ 平成4年1月23日生

住所 埼玉県熊谷市  
ブイ・ティ・タン・ヒュウ 平成元年10月25日生  
ブイ・グエン・タン・バット 平成25年11月3日生  
ブイ・グエン・リアン 令和2年8月17日生  
住所 東京都荒川区  
トリン・ズイ・クアン 昭和46年9月1日生  
バム・ティ・キム・ニアン 昭和47年12月22日生  
トリン・ズイ・アン・キエット 平成12年11月20日生  
トリン・アン・ウイ 平成23年12月27日生  
住所 東京都練馬区  
雷玉茹 昭和55年4月18日生  
住所 東京都板橋区  
クリタ・ディーアレマン・ショウ 平成6年11月7日生  
住所 東京都多摩市  
ジャネイ・ハルカ・ミヤシタ 平成13年4月10日生  
住所 千葉県船橋市  
陳梅妹 昭和52年2月16日生  
住所 愛知県常滑市  
陳妙慎 昭和33年12月11日生  
住所 大阪府東大阪市  
邱威銓 平成3年5月30日生  
住所 大阪市東淀川区  
莊善容 平成2年8月14日生  
住所 大阪市東住吉区  
金保宏 昭和55年4月8日生  
住所 大阪市淀川区  
李家榮 平成9年2月24日生  
住所 川崎市高津区  
嚴湛 平成13年1月25日生  
住所 京都市右京区  
ボドベド・ダリア 平成2年3月1日生  
住所 滋賀県大津市  
李哲維 平成5年10月8日生  
住所 神戸市兵庫区  
ボロトフ・ドミトロ・ユリエヴィチ 平成2年2月16日生  
住所 東京都荒川区  
李惠眞 昭和57年12月22日生  
住所 京都市右京区  
朴忠夏 昭和59年9月6日生  
住所 大阪府吹田市  
都一 平成元年5月1日生

住所 横浜市金沢区  
ファビアン・キヨシ・ミヤカワ・アルブル 平成17年12月8日生  
住所 横浜市金沢区  
モハツモド・シャー・アラム 昭和53年3月10日生  
住所 大阪市東成区  
クムド・リマル 平成5年2月10日生  
住所 愛知県安城市  
李夢琳 昭和60年4月15日生  
住所 福岡県宗像市  
李葉子 昭和49年8月3日生  
李憲子 昭和54年8月1日生  
住所 福岡市東区  
李牧子 昭和52年3月30日生  
住所 神戸市垂水区  
具能宏 昭和46年12月14日生  
住所 群馬県高崎市  
ピクラム・ブルジャ 昭和62年10月11日生

住所 福岡市早良区  
李曉燕 昭和52年5月9日生  
聶嘉澤 平成24年12月6日生  
住所 川崎市中原区  
聶韵清 平成17年1月27日生  
住所 東京都板橋区  
ヴィス・アドリアナ 昭和40年2月1日生  
住所 東京都板橋区  
ヴィス・スサナ・プランカ 昭和41年7月7日生  
住所 愛知県春日井市  
金弘美 昭和44年12月10日生  
住所 愛知県春日井市  
金政美 昭和42年5月4日生  
住所 東京都港区  
ナラハラ・ウイリアム・ユキヒロ 昭和38年6月29日生  
住所 兵庫県尼崎市  
金拓也 平成4年9月7日生  
住所 広島市佐伯区  
徐鶴江 昭和17年6月13日生

## 公 告

### 概 論

#### 割賦販売法に基づく同法第35条の3の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の61の許可を受けた者から、法第35条の3の62において準用する法第26条第1項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の3の62において準用する法第26条第2項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和7年4月21日

経済産業大臣 武藤 容治

名 称	本 店 の 所 在 地	許 号	営 業 廃 止 年 月 日
株式会社一畑友の会	島根県松江市朝日町661番地	友第6007号	令和7年3月17日

#### 割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の3の62において準用する法第27条第1項第4号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和7年4月21日

中国経済産業局長 實國 慎一

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の3の62において準用する法第21条第1項の権利を有する者は、令和7年6月20日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第1号）第3条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、令和7年6月20日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名 称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
株式会社一畑友の会	島根県松江市朝日町661番地	令和7年3月17日

記

あて先 〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6番30号  
中国経済産業局産業部消費経済課  
電話082-224-5671

様式

## 申 出 書

中国経済産業局長 殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

割賦販売法施行令第10条第1項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1. 債務者の名称及び住所

2. 債権額

3. 債権発生の原因たる事実

(備考)用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

相続財産清算人の選任及び相  
続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

## 令和7年(家) 第90074号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍東京都立川市柏町4丁目61番地2、最後の住所東京都八王子市明神町1丁目9番37-404号、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和5年6月25日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和32年11月2日、職業不明

被相続人 亡 坂本 武

事務所東京都三鷹市下連雀3丁目42番15号  
ファシーネ三鷹ハイライズ601 ブリズム法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菊地憲太郎

催告期間満了日 令和7年11月10日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年(家) 第90111号

東京都西東京市南町5丁目6番13号

申立人 西東京市長 池澤 隆史

## 令和7年(家) 第90133号

埼玉県川口市大字伊刈865番地

申立人 海老原勝美

本籍福岡県朝倉郡筑前町森山979番地、最後の住所東京都多摩市豊ヶ丘2丁目9番地1-102、死亡の場所東京都多摩市、死亡年月日令和6年2月18日頃、出生の場所満州国東安省虎林県、出生年月日昭和18年11月4日、職業税理士

被相続人 亡 多田 英信

事務所東京都日野市多摩平1丁目11番地の4  
かたくり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 天辰 悠

催告期間満了日 令和7年11月10日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年(家) 第90158号

東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号

申立人 八王子市

本籍東京都八王子市大横町31番地、最後の住所東京都八王子市加住町1丁目217番地5、死亡の場所東京都あきる野市、死亡年月日令和元年7月22日、出生の場所東京都八王子市、出生年月日昭和22年1月1日、職業不明

被相続人 亡 黒沼 勝男

事務所東京都八王子市明神町2丁目27番6号  
文秀ビル5階 弁護士法人ひまわりパートナーズ 八王子ひまわり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石井 廣子

催告期間満了日 令和7年11月10日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年(家) 第90169号

埼玉県坂戸市千代田1丁目1番1号

申立人 坂戸市長 石川 清

本籍東京都杉並区成田東5丁目104番地、最後の住所東京都狛江市岩戸北2丁目13番4号  
コートドールK102、死亡の場所東京都狛江市、死亡年月日令和4年10月7日、出生の場所埼玉県坂戸市、出生年月日昭和30年11月14日、職業不詳

被相続人 亡 亀田喜久代

事務所東京都国分寺市南町2丁目11番15号  
仲和ビル2階 弁護士法人東京開智法律事務所 国分寺事務所

相続財産清算人 弁護士 豊田 憲生

催告期間満了日 令和7年11月10日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年(家) 第90184号

東京都八王子市元本郷町3丁目24番1号

申立人 八王子市

本籍東京都八王子市片倉町591番地38、最後の住所東京都八王子市片倉町591番地38、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和3年8月16日、出生の場所東京都八王子市、出生年月日昭和42年7月25日、職業不明  
被相続人 亡 横森 晴雄

事務所東京都青梅市東青梅1丁目5番地の5  
石川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石川 芳彦

催告期間満了日 令和7年11月10日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年(家) 第20号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申立人 国

本籍岐阜県瑞穂市稻里445番地1、最後の住所岐阜県瑞穂市稻里445番地1 セザール穂積901号、死亡の場所岐阜県大垣市、死亡年月日令和4年10月10日、出生の場所岐阜県安八郡中川村、出生年月日昭和22年8月10日、職業自営業

被相続人 亡 田中 勝義

事務所岐阜県県町2丁目12番地1 熊田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 熊田 圭祐

催告期間満了日 令和7年10月31日

岐阜家庭裁判所

## 令和7年(家) 第70号

岐阜県関市東貸上12番地の1

申立人 関信用金庫

本籍岐阜県美濃市大矢田774番地、最後の住所岐阜県美濃市大矢田774番地、死亡の場所岐阜県美濃市、死亡年月日令和5年7月19日、出生の場所岐阜県武儀郡大矢田村、出生年月日昭和27年3月2日、職業会社役員

被相続人 亡 黒田 重樹

事務所岐阜市神田町1丁目1番地5 岐阜神田町ビル3階A 栗山知法律事務所

相続財産清算人 弁護士 栗山 知

催告期間満了日 令和7年10月31日

岐阜家庭裁判所

**令和7年(家) 第30046号**  
 静岡県静岡市清水区楠新田396番地の1エク  
 セレント草薙 B-508  
 申立人 滝 謙一  
 本籍静岡県静岡市清水区横砂東町859番地、  
 最後の住所静岡県静岡市清水区横砂本町2番  
 9号、死亡の場所静岡県静岡市清水区、死亡  
 年月日令和6年9月10日、出生の場所静岡県  
 麹原郡高部村、出生年月日昭和9年1月19日、  
 職業無職  
 被相続人 亡 滝 孝子  
 静岡県静岡市葵区伝馬町21番地の11 司法書  
 士小林久晃事務所  
 相続財産清算人 司法書士 小林 久晃  
 催告期間満了日 令和7年11月26日  
 静岡家庭裁判所

**令和7年(家) 第20041号**  
 静岡市葵区追手町5番4号  
 申立人 静岡県信用保証協会  
 本籍愛知県名古屋市中区新栄2丁目45番地、  
 最後の住所浜松市中央区楊子町511番地の4、  
 死亡の場所静岡県浜松市中央区、死亡年月日  
 令和6年6月29日、出生の場所静岡県浜松市、  
 出生年月日昭和25年9月6日、職業不明  
 被相続人 亡 鈴木 美年  
 浜松市中央区田町230番地の17 田町ファ  
 ーストビル5階 田畠・岩田法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 岩田 直也  
 催告期間満了日 令和7年11月19日  
 静岡家庭裁判所浜松支部

**令和7年(家) 第20044号**  
 浜松市中央区舞阪町舞阪2622番地の927  
 申立人 野中 久子  
 本籍静岡県浜松市中央区大久保町4074番地、  
 最後の住所浜松市中央区大久保町4074番地、  
 死亡の場所静岡県浜松市中央区、死亡年月日  
 令和6年10月26日、出生の場所静岡県浜松市、  
 出生年月日昭和32年4月8日、職業無職  
 被相続人 亡 伊藤 祐子  
 浜松市中央区元浜町34番地15 シャイニース  
 クエア浜松501号室 吉野綜合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 吉野 哲史  
 催告期間満了日 令和7年11月18日  
 静岡家庭裁判所浜松支部

**令和6年(家) 第7667号**  
 東京都北区昭和町2丁目14番3号  
 申立人 丹本 洪二  
 本籍愛知県春日井市中新町1丁目24番地7、  
 最後の住所愛知県春日井市中新町1丁目24番  
 地7 M I O B L D 303号、死亡の場所愛知  
 県春日井市、死亡年月日推定平成25年10月7  
 日、出生の場所不明、出生年月日昭和20年2  
 月27日、職業会社役員  
 被相続人 亡 廣田 照子  
 事務所名古屋市中区丸の内3-6-41 AM  
 ビル9階 陽明法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 大前 智仁  
 催告期間満了日 令和7年11月6日  
 名古屋家庭裁判所

**令和6年(家) 第7931号**  
 横浜市中区本町6丁目50番地1  
 申立人 独立行政法人都市再生機構  
 本籍三重県伊勢市二見町西837番地、最後の  
 住所愛知県日進市香久山4丁目201番地13  
 105棟702、死亡の場所愛知県日進市、死亡年  
 月日令和4年12月28日頃、出生の場所三重県  
 度会郡二見町、出生年月日昭和8年9月25日、  
 職業不詳  
 被相続人 亡 田畠 秋夫  
 事務所名古屋市中区丸の内2丁目18番22号三  
 博ビル5階 名古屋第一法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 久野 由詠  
 催告期間満了日 令和7年11月25日  
 名古屋家庭裁判所

**令和7年(家) 第7018号**  
 愛知県春日井市二子町1丁目7番地6  
 申立人 鈴木千賀子  
 本籍名古屋市中区新栄1丁目1708番地、最後  
 の住所愛知県春日井市二子町1丁目7番地  
 6、死亡の場所名古屋市東区、死亡年月日令  
 和6年7月18日、出生の場所愛知県中島郡伊  
 沢村、出生年月日昭和20年1月15日、職業個  
 人事業主  
 被相続人 亡 鈴木 幸利  
 事務所名古屋市中区錦1丁目11番20号 平和  
 不動産名古屋伏見ビル9階 南館・北川・木  
 村法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 武田 鉄平  
 催告期間満了日 令和7年11月17日  
 名古屋家庭裁判所

**令和7年(家) 第7029号**  
 名古屋市中川区西日置1丁目1番3号  
 申立人 東海パートナーズ株式会社  
 本籍名古屋市中川区戸田5丁目701番地、最  
 後の住所名古屋市中川区戸田5丁目701番地、  
 死亡の場所名古屋市中川区、死亡年月日推定  
 令和6年10月30日、出生の場所名古屋市中川  
 区、出生年月日昭和35年3月12日、職業無職  
 被相続人 亡 風岡 孝治  
 事務所愛知県春日井市勝川町8丁目13 レジ  
 デンス勝南307 勝川法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 長谷川知正  
 催告期間満了日 令和7年11月12日  
 名古屋家庭裁判所

**令和7年(家) 第7040号**  
 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 中  
 村区役所等複合庁舎4階  
 申立人 名古屋市本陣市税事務所長 川村 輝  
 威  
 本籍大分市中央町3丁目106番地、最後の住  
 所名古屋市天白区八事山305番地 八事ヒル  
 ズ 202号室、死亡の場所名古屋市天白区、  
 死亡年月日令和2年10月23日、出生の場所福  
 岡県八幡市、出生年月日昭和31年6月5日、  
 職業会社員  
 被相続人 亡 河野 幸男  
 事務所名古屋市中区錦2丁目15番15号 豊島  
 ビル10階 石原総合法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 中井 志帆  
 催告期間満了日 令和7年11月17日  
 名古屋家庭裁判所

**令和7年(家) 第2036号**  
 愛知県新城市平井字東原30番地東原住宅B棟  
 402号  
 申立人 寺田 尚代  
 本籍愛知県新城市平井字東原30番地、最後の  
 住所愛知県新城市平井字東原30番地東原住宅  
 B棟402号、死亡の場所愛知県豊川市、死亡  
 年月日令和7年1月5日、出生の場所大阪府  
 大阪市西成区、出生年月日昭和40年10月3日、  
 職業会社員  
 被相続人 亡 寺田 健二  
 事務所愛知県豊橋市大國町36番地波田野法律  
 事務所  
 相続財産清算人 弁護士 波田野浩平  
 催告期間満了日 令和7年10月27日  
 名古屋家庭裁判所豊橋支部

**令和6年(家) 第167号**  
 三重県伊賀市上野丸之内28番地余野部ビル  
 ラフォーレ1階D号室  
 申立人 坂尻 憲二  
 本籍三重県伊賀市山畑469番地、最後の住所  
 三重県伊賀市山畑469番地、死亡の場所三重  
 県亀山市、死亡年月日令和6年4月28日、出生  
 の場所三重県阿山郡壬生野村、出生年月日  
 昭和27年11月30日、職業無職  
 被相続人 亡 藤森 學  
 三重県伊賀市上野丸之内28番地余野部ビル  
 ラフォーレ1階D号室  
 相続財産清算人 司法書士 坂尻 憲二  
 催告期間満了日 令和7年10月31日  
 津家庭裁判所伊賀支部

**令和7年(家) 第534号**  
 島根県大田市久手町波根西1727番地14  
 申立人 有限会社西村工務店  
 代表者取締役 西村 勝幸  
 本籍島根県大田市久手町波根西2088番地、最  
 後の住所島根県大田市久手町波根西2088番地  
 5、死亡の場所島根県大田市、死亡年月日令  
 和6年12月4日、出生の場所島根県宍道郡久  
 手町、出生年月日昭和17年3月8日、職業不  
 詳  
 被相続人 亡 渡邊 捷弘  
 島根県出雲市塩冶町1225番地9 木屋ビル3階  
 相続財産清算人 弁護士 原 市  
 催告期間満了日 令和7年10月31日  
 松江家庭裁判所出雲支部

**令和7年(家) 第80004号**  
 佐賀県唐津市和多田海士町5番22号  
 申立人 池上 雅俊  
 本籍佐賀県唐津市千々賀1177番地第1の1号、  
 最後の住所佐賀県唐津市相知町平山上乙  
 1196番地1グループホームおうち、死亡の場  
 所佐賀県唐津市、死亡年月日令和7年1月5  
 日、出生の場所佐賀県東松浦郡鬼塚村、出生  
 年月日昭和20年8月9日、職業無職  
 被相続人 亡 牧原 司  
 佐賀県唐津市北城内7番5-3号  
 相続財産清算人 弁護士 川島 雄輔  
 催告期間満了日 令和7年10月31日  
 佐賀家庭裁判所唐津支部

## 令和7年(家)第5001号

長崎県対馬市豊玉町仁位94番地5

申立人 社会福祉法人対馬市社会福祉協議会  
本籍長崎県対馬市上県町櫻滝728番地、最後の住所長崎県対馬市上県町櫻滝728番地第2、死亡の場所長崎県対馬市、死亡年月日令和6年10月24日、出生の場所長崎県対馬市、出生年月日昭和22年11月11日、職業無職

被相続人 亡 村瀬 充

長崎県対馬市巣原町今屋敷778番地 NTT  
巣原ビル1階 対馬ひまわり基金法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 藤田 大輝  
催告期間満了日 令和7年10月25日  
長崎家庭裁判所上県出張所

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

## 令和7年(家)第1号

埼玉県北本市ニツ家1丁目374番地マリオン  
北本1106（登記記録上の住所北群馬郡小野上村大字小野子1098番地1）

申立人 佐藤智佐子

権利の届出の終期 令和7年7月16日

令和7年3月26日 前橋簡易裁判所  
(別紙) 目録

(1)土地 渋川市小野子字一本木  
山林 4026平方メートル

(2)登記年月日番号 前橋地方法務局渋川出張所平成2年6月5日受付第7581号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 賃借権設定

原因 平成2年2月28日設定

借賃 1平方メートル当たり1年金49円

支払期 契約した年の端数分と2年分を契約日に支払いし、以降3年分毎に3年分を12月末日までに前払いする。

存続期間 契約日から満20年

賃借権者 北群馬郡小野上村大字小野子1910番地1  
株式会社小野上カントリー俱楽部

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

## 令和6年(家)第10号

福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入  
52-1

申立人 高坂 まさき

本籍福島県東白川郡鮫川村大字西山字発地岡  
71番地、最後の住所不在者の本籍に同じ

不在者 高野 登

昭和22年10月31日生

届出期間満了日 令和7年7月31日

福島家庭裁判所棚倉出張所

## 令和6年(家)第389号

栃木県日光市鬼怒川温泉大原2番地81

申立人 奈良 末吉

本籍栃木県日光市鬼怒川温泉大原2番地、最  
後の住所栃木県日光市鬼怒川温泉大原2番地

不在者 奈良 秀雄

大正15年4月25日生

届出期間満了日 令和7年8月15日

宇都宮家庭裁判所

## 令和6年(家)第243号

栃木県小山市大字島田408番地

申立人 上野 文江

本籍栃木県小山市大字島田408番地、最後の  
住所栃木県小山市大字島田408番地

不在者 山口 周夫

昭和40年3月31日生

届出期間満了日 令和7年7月28日

宇都宮家庭裁判所栃木支部

## 令和6年(家)第578号

那覇市久茂地1丁目2-20 OTV国和プラザ805

申立人 中村 政也

本籍沖縄県国頭郡本部町字瀬底522番地、最  
後の住所不詳

不在者 知念 稔

昭和24年11月7日生

届出期間満了日 令和7年7月31日

横浜家庭裁判所川崎支部

## 令和7年(家)第79号

群馬県高崎市中泉町153番地1

申立人 志村 和弘

本籍群馬県高崎市棟高町2292番地、最後の住  
所川崎市桜本町3丁目1530（現在の住居表示  
川崎市川崎区池上町6番1号）

不在者 志村 清

昭和5年11月19日生

届出期間満了日 令和7年7月31日

横浜家庭裁判所川崎支部

## 令和6年(家)第5237号

新潟県佐渡市両津東118

申立人 藤原 愛子

本籍新潟県佐渡市春日135番地、最後の住所  
新潟県長岡市天神町104番地5 ヌーベル  
バーグ107号室

不在者 藤原 勇次

昭和51年5月31日生

届出期間満了日 令和7年7月31日

新潟家庭裁判所長岡支部

## 失踪宣告取消

## 令和6年(家)第2407号

本籍京都府亀岡市馬路町池尻91番地・92番地  
合地、住所京都市西京区川島玉頭町2-11

メゾンド・パブリカ302号室 松本方

申立人(失踪者) 浅田 英幸

昭和49年8月23日生

令和7年3月22日失踪宣告取消審判確定

京都家庭裁判所裁判所書記官

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続  
を開始した。破産財団に属する財産の持所有者及び  
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ  
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年(フ)第15号

秋田県大館市池内字中台183番地

債務者 株式会社乳井石油商会

代表者代表取締役 乳井 隆介

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山口 謙治

4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後2  
時30分

秋田地方裁判所大館支部

## 令和7年(フ)第16号

秋田県大館市東台1丁目4番29号

債務者 合同会社ライズ

代表者代表社員 乳井 隆介

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山口 謙治

4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後2  
時45分

秋田地方裁判所大館支部

## 令和7年(フ)第17号

秋田県大館市池内字中台183番地

債務者 株式会社高坂

代表者代表取締役 乳井 隆介

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 山口 謙治

4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後2  
時50分

秋田地方裁判所大館支部

## 令和7年(フ)第155号

千葉県野田市山崎2702番地の108

債務者 株式会社シルクウェーブ

代表者代表取締役 笠原 愛

1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 菊地 信吾

4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前10  
時40分

千葉地方裁判所松戸支部民事部

<p><b>令和7年(フ)第208号</b>          千葉県流山市西初石3-1472-2 ホームタウン初石14-1          債務者 株式会社K. E. S          代表者代表取締役 江鹿 和寛          1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時          2 主文 債務者について破産手続を開始する。          3 破産管財人 弁護士 辻 慎也          4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで          5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前10時50分            千葉地方裁判所松戸支部民事部  <b>令和7年(フ)第145号</b>          川崎市幸区北加瀬1丁目5番13号          債務者 有限会社清水技研          代表者取締役 清水 透          1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時          2 主文 債務者について破産手続を開始する。          3 破産管財人 弁護士 吉澤幸次郎          4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで          5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後1時30分            横浜地方裁判所川崎支部破産係  <b>令和7年(フ)第171号</b>          川崎市宮前区菅生ヶ丘24番地コンフォール生田菅生ヶ丘2号棟302号室          債務者 株式会社エストラ          代表者代表取締役 三好 崇夫          1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時          2 主文 傾務者について破産手続を開始する。          3 破産管財人 弁護士 種村 求          4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで          5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月9日午後2時            横浜地方裁判所川崎支部破産係  <b>令和7年(フ)第400号</b>          愛知県清須市春日江26番地1          傾債務者 株式会社イーテック          代表者代表取締役 石田 千力          1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時          2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          3 破産管財人 弁護士 塩澤 将宏</p>	<p>4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで          5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後2時20分            名古屋地方裁判所民事第2部  <b>令和7年(フ)第27号</b>          長野県駒ヶ根市赤穂12798番地3          傾債務者 株式会社ビルト          代表者代表取締役 大島 弘幸          1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時          2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          3 破産管財人 弁護士 中村 威彦          4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで          5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午前11時            東京地方裁判所立川支部民事第4部  <b>令和7年(フ)第109号</b>          静岡市葵区岳美4番21号          傾債務者 有限会社佐野運送          代表者取締役 佐野 博          1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時          2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          3 破産管財人 弁護士 石川アトム          4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前11時30分            静岡地方裁判所民事第2部  <b>令和7年(フ)第5号</b>          沖縄県国頭郡本部町字備瀬511番地          傾債務者 オンケース合同会社          代表者代表社員 兼次 貴之          1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時          2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          3 破産管財人 弁護士 島田 考人          4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後1時30分            那覇地方裁判所名護支部  <b>令和7年(フ)第390号</b>          宮城県名取市杉ヶ袋字築道231          傾債務者 株式会社M's sign          代表者代表清算人 佐藤 満幸          1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時          2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          3 破産管財人 弁護士 堀井実千生          4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時40分            仙台地方裁判所第4民事部破産係  <b>令和7年(フ)第181号</b>          神戸市中央区北長狹通4丁目7番28-601号          傾債務者 合同会社あゆむ          代表者代表社員 末次 栄子          1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時          2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。          3 破産管財人 弁護士 大槻 優子          4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時30分            神戸地方裁判所第3民事部</p>	<b>令和7年(フ)第113号</b> 兵庫県尼崎市戸ノ内町5丁目8番8号 傾債務者 有限会社松本工作所 代表者取締役 松本 廣美 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷口 美美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前11時  神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係 <b>令和6年(フ)第467号</b> 沖縄県那覇市金城2丁目16番地6 コーラル金城502 傾債務者 日本鳳凰商事株式会社 代表者取締役 許田 宮子 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大城真依子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前11時30分  那覇地方裁判所民事第3部 <b>令和7年(フ)第1273号</b> 大阪市中央区上本町西2丁目5番52号コープシャルム102号 傾債務者 株式会社K&M 代表者取締役 川口 裕己 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉原 秀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時10分  大阪地方裁判所第6民事部 <b>令和7年(フ)第14号</b> 山口県山陽小野田市港町1番10号 傾債務者 有限会社フジタ 代表者取締役 藤田 勝 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近本佐知子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午前10時30分  山口地方裁判所宇部支部
--	---	--

<b>令和7年(フ)第336号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢崎 信也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後1時40分 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第133号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安藤 達也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後2時5分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第86号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 裕樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前10時40分 さいたま地方裁判所熊谷支部
<b>令和7年(フ)第362号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石黒 輝之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時10分 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第736号</b>	名古屋市天白区野並3丁目311番地 債務者 株式会社D E N' S 代表者代表取締役 三田 忠通

<b>令和7年(フ)第845号</b>	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 義豊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後3時 名古屋地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第92号</b>	青森市栄町1丁目16番5号 債務者 株式会社スーパー藤原 代表者代表取締役 藤原 正太 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森 雄亮 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時30分 青森地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第143号</b>	静岡県藤枝市平島483番地 債務者 大輝工業株式会社 代表者代表取締役 海和 隆寛 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青山 雅幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前11時50分 静岡地方裁判所民事第2部
<b>令和7年(フ)第48号</b>	奈良県香芝市真美ヶ丘7丁目5番36号 債務者 Y'sコーポレーション株式会社 代表者代表取締役 重坂 宏 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷口 宗彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時40分 奈良地方裁判所葛城支部破産係
<b>令和7年(フ)第52号</b>	群馬県太田市植木野町811番地5-104号 債務者 友建設株式会社 代表者代表取締役 平田 智章 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井野口通隆 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後3時 前橋地方裁判所太田支部
<b>令和7年(フ)第845号</b>	兵庫県三木市末広3丁目15番26号 債務者 株式会社ローデッド 代表者代表取締役 山本 謙二 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 喜多 鉄春 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第83号</b>	香川県高松市新北町13番11-102号 債務者 有限会社十喜屋 代表者代表取締役 常盤 清 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 二川 伸也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午後2時30分 高松地方裁判所民事部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第1249号</b>	大阪市中央区谷町8丁目2番3号久寿野木ビル102号 債務者 株式会社五社 代表者代表取締役 深尾 陽輔 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 酒井 康生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時40分 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第594号</b>	名古屋市西区新道1丁目19番22号 債務者 株式会社愛知マンションリノベーション機構 代表者代表取締役 江原 勝正 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 久子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10時 大津地方裁判所民事部
<b>令和6年(フ)第2246号</b>	札幌市厚別区青葉町2丁目9-10 債務者 森の灯り株式会社 代表者代表取締役 三原 昇 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平松 桂樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時30分 札幌地方裁判所民事第4部

<b>令和7年(フ)第79号</b> 福島県須賀川市向陽町364番地 債務者 大日本舞踏衣装株式会社 代表者代表取締役 谷口 順 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若松 克明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午前10時30分 福島地方裁判所郡山支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 關野 文士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時30分 甲府地方裁判所民事部破産係	<b>令和7年(フ)第23号</b> 香川県丸亀市土器町東6丁目300番地 蓬萊ニューマンション903号 債務者 古川 久子 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮本 和幸 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時 津地方裁判所四日市支部破産係
<b>令和7年(フ)第139号</b> 大阪府泉南市りんくう南浜3番201 債務者 朝日興産株式会社 代表者代表取締役 一色 隆男 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三井 良平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後1時30分 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 尚巧 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午後1時30分 大阪地方裁判所堺支部破産係	<b>令和7年(フ)第246号</b> 大阪府柏原市円明町1000番101 債務者 協悦工業株式会社 代表者代表取締役 上村 康博 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮本 和幸 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時 高松地方裁判所丸亀支部
<b>令和7年(フ)第172号</b> 大阪府和泉市平井町322番地の1 債務者 藤原高速運輸株式会社 代表者代表取締役 藤原 伸吉 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大住 洋 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月14日午後2時 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯塚 正浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月21日午後2時 旭川地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第90号</b> 北海道留萌市大町3丁目28番地1 債務者 医療法人社団萌仁会 代表者理事長 萩野 武裕 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 内山 和哉 4 破産債権の届出期間 令和7年4月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時 鹿児島市田上台4丁目14番12号
<b>令和7年(フ)第332号</b> 名古屋市中川区花塚町4丁目54番地 債務者 山西木材工業株式会社 代表者代表取締役 西尾 征司 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 春名 潤也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時30分 名古屋地方裁判所民事第2部	<b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b> 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	<b>令和7年(フ)第8号</b> 香川県小豆郡土庄町瀬崎甲2076番地 債務者 高橋 伯英 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前9時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 星野菜蔵子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時30分 高松地方裁判所民事部破産・再生係
<b>令和7年(フ)第41号</b> 山梨県甲府市徳行2丁目17番19号 債務者 有限会社向上企画 代表者取締役 山田 哲也	6 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係	<b>令和7年(フ)第23号</b> 香川県丸亀市土器町東6丁目300番地 蓬萊ニューマンション903号 債務者 古川 久子 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮本 和幸 4 破産債権の届出期間 令和7年5月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月17日午前10時 津地方裁判所四日市支部破産係
		<b>令和6年(フ)第1254号</b> 千葉県市原市菊間2082番地 県営住宅31棟501号 債務者 SAITO ALEXANDRE YUDI 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 拓朗 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前10時40分 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
		<b>令和6年(フ)第1255号</b> 千葉県市原市菊間2082番地 県営住宅31棟501号 債務者 QUI SPE TORRES DE SAITO BARBARA DEL PO LETT 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋本 拓朗 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前10時40分 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
		<b>令和7年(フ)第322号</b> 千葉県浦安市当代島2丁目3番24-103号 アイム浦安 債務者 村澤 美帆(旧姓黒江) 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 越川美紗子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後2時20分 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第114号

兵庫県尼崎市東園田町2丁目108番地セブンハイツ206号、前住所兵庫県尼崎市久々知3丁目3番4号  
債務者 松本 廣美

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 谷口 美美
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで  
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

## 令和7年(フ)第309号

千葉県船橋市栄町2-7-17、住民票上の住所千葉県市川市南行徳1丁目1番1-208号  
債務者 大塚 宏二

- 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯田 晃久
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第411号

千葉市中央区大巖寺町310番地17 サンガーデン204号  
債務者 奈良 雅俊

- 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡本 博江
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第68号

福井市仙町6号9番地36  
債務者 神下 昌宏

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上坂 篤
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午前10時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
福井地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第158号

千葉県茂原市高師859番地3 (カネオカ第一ビル303)  
債務者 北脇 康佑

- 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐久間貴幸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後1時20分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第398号

千葉県市川市河原3番13号 (フェリオ妙典202号)  
債務者 宮坂 譲

- 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 合間 利
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第37号

長崎県佐世保市船越町865番地  
債務者 濱田 幸憲

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後3時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

## 令和7年(フ)第363号

愛知県春日井市東神明町709番地4  
債務者 岡田 陽峰

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石黒 輝之
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第410号

千葉県船橋市本中山6丁目8番5-101号  
債務者 大久保洋平

- 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒井 秀大
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午後2時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第463号

千葉県市原市五井西5丁目5番地3 グレイスヴィラI101  
債務者 井村 健太

- 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 真一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

## 令和7年(フ)第26号

千葉県木更津市高柳3丁目12-5 アクア東京ベイレジデンス210号、住民票上の住所千葉県船橋市坪井東3丁目12番37号  
債務者 坂下 侑希 (旧姓川手)

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高塚 真希
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで  
千葉地方裁判所木更津支部

## 令和7年(フ)第548号

東京都昭島市押島町1丁目4番2-103号  
債務者 菊田 天

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯田 正伸
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月11日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第11号

長野県飯田市上郷別府2625番地3  
債務者 木下 康秀

- 1 決定年月日時 令和7年4月3日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 伸夫
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月2日午前11時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで  
長野地方裁判所飯田支部

## 令和7年(フ)第542号

東京都立川市上砂町5丁目76番地の4特別養護老人ホーム砂川園  
債務者 森山 博

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 智子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月12日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和7年(フ)第2403号

東京都中野区中野5丁目22-30-202  
債務者 岩崎 廉

- 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹村 嘉洋
- 4 破産債権の届出期間 令和7年5月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月13日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで  
東京地方裁判所民事第20部

<b>令和7年(フ)第129号</b> 横浜市南区唐沢41番地 205号室 債務者 松崎 里美 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安達 慎司 4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月16日前11時 6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 横浜地方裁判所第3民事部	<b>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月23日午後1時20分</b> <b>6 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで</b> 千葉地方裁判所松戸支部民事部	<b>1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時</b> 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 博毅 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月2日午前10時50分 6 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	<b>令和7年(フ)第233号</b> 千葉県松戸市八ヶ崎2丁目28番地の1 ルチルIV204号 債務者 小林ちひろ(旧姓宇野) 1 決定年月日時 令和7年4月2日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 枝野 緑 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月14日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月11日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部
<b>令和7年(フ)第458号</b> 神奈川県藤沢市鶴沼藤が谷2丁目3番7号 コリーナ101 債務者 藍田 義文 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 正之 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月16日前10時20分 6 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 横浜地方裁判所第3民事部	<b>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月25日午後2時20分</b> <b>6 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで</b> 横浜地方裁判所川崎支部破産係	<b>1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時</b> 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊地 信吾 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月7日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	<b>令和7年(フ)第521号</b> 東京都八王子市初沢町1389-38、住民票上の住所東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田105-1103 債務者 高崎 豪器 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大藏 隆子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月22日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和6年(フ)第2902号</b> 三重県志摩市阿児町神明670番地2 ガーデンマンションサンプリッジ302号、申立時の住所神奈川県藤沢市鶴沼海岸4-2-13 伊東マンション2A 債務者 柳谷 岳史 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坂本 佳隆 4 破産債権の届出期間 令和7年5月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月18日前1時40分 6 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部	<b>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年6月25日午前11時</b> <b>6 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで</b> 東京地方裁判所立川支部民事第4部	<b>1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時</b> 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉利 浩美 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月7日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	<b>令和7年(フ)第47号</b> 鳥取県鳥取市緑ケ丘2丁目105番地 スーパーアスリート21 201号、旧住所鳥取県鳥取市覚寺398番地、鳥取県鳥取市吉方温泉3丁目603番地 債務者 川本 武義 1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森定 直行 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月8日前11時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
<b>令和7年(フ)第200号</b> 千葉県松戸市中金杉4丁目215番地 陽光台松戸104号 債務者 横瀬 圭一 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高品 恵子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで	<b>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月2日午後1時20分</b> <b>6 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで</b> 千葉地方裁判所松戸支部民事部	<b>1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時</b> 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 種村 求 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月9日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	<b>令和7年(フ)第21号</b> 東京都八王子市初沢町1389-38、住民票上の住所東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田105-1103 債務者 高崎 豪器 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大藏 隆子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月22日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年8月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第200号</b> 千葉県松戸市中金杉4丁目215番地 陽光台松戸104号 債務者 横瀬 圭一 1 決定年月日時 令和7年4月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高品 恵子 4 破産債権の届出期間 令和7年5月7日まで	<b>5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月2日午後1時20分</b> <b>6 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで</b> 千葉地方裁判所松戸支部民事部	<b>1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時</b> 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 國分 玲名 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月7日午前11時10分 6 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	<b>令和7年(フ)第172号</b> 川崎市宮前区菅生ヶ丘24番2-302号 債務者 三好 崇夫 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森定 直行 4 破産債権の届出期間 令和7年5月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月9日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第240号</b> 川崎市川崎区日ノ出2丁目1番20号 日ノ出メゾネット 2-A 債務者 金 鍾弼(KIM JONG PIL)			

**破産手続開始・破産手続廃止  
及び免責許可申立てに関する  
意見申述期間**

**令和7年(フ)第179号**

北九州市門司区社ノ木2丁目2番22-906号  
債務者 橋本徳二郎  
1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第205号**

北九州市八幡西区本城東1丁目8番19-1301号  
債務者 甲斐 千鳥  
1 決定年月日時 令和7年4月9日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第48号**

山形市飯塚町507番地の1  
債務者 五十嵐淳子  
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで  
山形地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第52号**

山形市飯田西4丁目12番9号、前住所鹿児島市鼓川町24番34号  
債務者 中澤 崇  
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
山形地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第54号**

山形県上山市葉山4番4号 片桐アパート5号  
債務者 鈴木佳奈子  
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
山形地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第371号**

名古屋市東区東大曾根町45番10号 高山ビル1F西  
債務者 加藤 弘一  
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第432号**

愛知県春日井市如意申町1丁目3番地3 共同生活援助ユズリハA棟207号室、従前の住所愛知県春日井市中町94番地第1  
債務者 南 勝己  
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第495号**

愛知県半田市瑞穂町4丁目3番地の2 グループホーム ノアン  
債務者 山辺 安広  
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第522号**

名古屋市瑞穂区下坂町2丁目44番地  
債務者 近藤 靖博  
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第535号**

名古屋市中村区八社2丁目164番地 県営中村住宅1棟129号  
債務者 森川 守次  
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第540号**

愛知県知多市糸が丘1丁目268番地の1 ソシア糸が丘105  
債務者 山下はるか  
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第543号**

名古屋市名東区亀の井1丁目18番地 西一社第2団地101棟806号  
債務者 田中登美子  
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第555号**

名古屋市守山区町南5番1号 アーカンシェルハウス4号棟1F、従前の住所名古屋市守山区鼓が丘2丁目1803番地  
債務者 吉田 有輝  
1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2023号**

東京都大田区西糀谷2丁目26-5-104  
債務者 舟越 里佳(旧姓秋元)  
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで  
5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第2046号**

東京都渋谷区本町4丁目36-1  
債務者 幸田 豊子  
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで  
5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第2107号**

東京都練馬区旭丘1丁目24-5  
債務者 長船 めい  
1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで  
5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第2112号

東京都練馬区谷原1丁目21-15-303

債務者 豊島 香織

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第2113号

東京都中野区江原町2丁目18-9-202

債務者 吉井 裕之(旧姓小笠)

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第2114号

東京都小金井市緑町4丁目6-4-107

債務者 木村 新

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第2116号

東京都杉並区高円寺南3丁目12-13-101

債務者 五十嵐聖夜

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第2125号

東京都江戸川区東小松川4丁目11-14

債務者 古閑久美子

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第2126号

東京都豊島区西池袋5丁目25-9-5F

債務者 富田 順子

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第2143号

東京都練馬区東大泉4丁目25-34-305

債務者 岩本 伸也

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第2181号

東京都目黒区目黒本町3丁目10-7-2階

債務者 谷口日出子

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第2182号

東京都世田谷区桜丘1丁目18-8 ホームズ  
桜丘B105

債務者 山崎 寿広

- 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第2190号

東京都世田谷区松原2丁目21-9-105

債務者 外園ゆかり

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第2192号

東京都江東区新大橋3丁目1-3-301

債務者 山口 義昭

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第2236号

東京都大田区西馬込1丁目18-1-407

債務者 小林 真央

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第2238号

東京都杉並区本天沼1丁目4-2-309

債務者 横山 卓也

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第2240号

東京都大田区西蒲田7丁目9-1 クロスレジデンス蒲田II 1402

債務者 荒 佑里(旧姓館山)

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第2384号

東京都江東区東陽1丁目39-1-206

債務者 工藤 多代

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第965号

大阪市西淀川区野里1丁目23番15号 フォレストメゾン野里 301号室、前住所大阪府寝屋川市中神田町24番7-105号

債務者 今井 理乃

- 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年6月24日午後1時30分  
大阪地方裁判所第6民事部

<b>令和7年(フ)第1162号</b>	大阪府高槻市天川町1番8—201号 債務者 古賀美優貴 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月20日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第2185号</b>	東京都練馬区羽沢2丁目22—10—302 債務者 榎本 信利 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月1日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第2127号</b>	東京都国分寺市南町3丁目9—25—612 債務者 田口 朱美 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第2183号</b>	東京都荒川区東日暮里3丁目8—8—101 債務者 斎藤 誠一 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

<b>令和7年(フ)第2187号</b>	東京都新宿区上落合1丁目3—9—118 債務者 曲田みどり 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第2244号</b>	東京都練馬区南大泉5丁目32—12—102 債務者 佐谷 香 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第1117号</b>	東京都江戸川区東小岩4丁目5—4—103 債務者 森合佳彩乃（旧名憂治） 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月10日前2時 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第2385号</b>	東京都江戸川区南篠崎町1丁目20—20—302 債務者 藤木 沙穂（旧姓大森） 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 5 免責審尋期日 令和7年6月24日前2時 東京地方裁判所民事第20部
<b>令和7年(フ)第10号</b>	千葉市中央区千葉寺町583番地5 ベルデー青葉の森202号 破産者 沢木 良平 1 決定年月日 令和7年4月4日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(フ)第1711号 千葉県船橋市本中山2丁目22番17号 ドエル 壱番館105号 破産者 夢田乃理恵 1 決定年月日 令和7年4月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第1358号 千葉県袖ヶ浦市長浦駅前7丁目21番6号 破産者 株式会社フラット 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第1865号 千葉市中央区矢作町228番地15 ドミール・ネ205号 破産者 松山 和宏(旧姓高橋) 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和7年(フ)第75号 東京都調布市若葉町1丁目19番地1 クローバーテラス仙川402 破産者 平澤 裕之 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第1719号 千葉県市川市曾谷1丁目20-10-106、登記記録上の住所千葉県市川市曾谷3丁目36番16号 破産者 株式会社万屋 1 決定年月日 令和7年4月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第1359号 千葉県市原市南国分寺台1-6-17、住民票上の住所千葉県市原市惣社1丁目4番地9B 破産者 久保 朋彦 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第316号 福井県坂井市春江町西太郎丸第5号3番地1 破産者 加藤塗装工業こと 加藤 勇太 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福井地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第912号 川崎市高津区末長3丁目19番11号 破産者 有限会社真誠工業 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(フ)第1720号 千葉県市川市曾谷1丁目20番10号(コン・モート・ヴィラ106号) 破産者 万屋高木こと高木信秀こと 椎名 信秀 1 決定年月日 令和7年4月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第1722号 千葉県市川市南行徳4丁目9番6-405号 (第2パークサイドマンション宮崎) 破産者 前村 潤 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第2374号 札幌市中央区伏見1丁目4番12号 破産者 A T & K C R E A T I O N 株式会社 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第676号 岡山県和気郡和気町日笠下890番地4 破産者 株式会社信榮 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1851号 千葉県船橋市二和西5丁目9番27号 破産者 大木 優香 1 決定年月日 令和7年4月7日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第1723号 千葉市花見川区千種町220番地4 ルナ・ルーチェ203号、開始決定時の住所千葉県船橋市大穴北8丁目17番7号 レジデンス高根203号 破産者 大石 真一 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第675号 埼玉県川越市脇田新町15番地28メゾンリュミエール102号室 破産者 サンクチュアリプロダクション合同会社 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所川越支部	令和6年(フ)第2061号 東京都世田谷区大原2丁目27番11-404号 破産者 リーフエイジ合同会社 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第1355号 千葉県船橋市前原東3丁目5番3号 カナリヤハイム102号 破産者 葛生 和広 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第1860号 千葉県市川市平田1丁目18番4号 (レオネクスト柿の木202号) 破産者 高木 正弘 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第1402号 千葉市中央区祐光1丁目30番8号 オーパスF101号 破産者 石田 一樹 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	令和6年(フ)第2062号 東京都日野市百草1042番地の20里山ビル3F 破産者 杉本 謙仁 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和6年(フ)第2082号**  
東京都立川市羽衣町1丁目20番2号エミオ立川303  
破産者 高橋 知大  
1 決定年月日 令和7年4月10日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和6年(フ)第2238号**  
東京都小金井市貫井北町1丁目26番10号フェア・ハウス・アイ203  
破産者 今井 雅浩  
1 決定年月日 令和7年4月10日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和6年(フ)第2794号**  
横浜市金沢区洲崎町6番8—514号  
破産者 有限会社めぐみ商店  
1 決定年月日 令和7年4月10日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第60号**  
富山県高岡市滝51番地  
破産者 有限会社みやざき  
1 決定年月日 令和7年4月10日  
2 主文 本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
富山地方裁判所高岡支部

**破産手続終結**

**令和6年(フ)第342号**  
千葉県船橋市習志野台4丁目47番10号 コアロード206号  
破産者 松本 久幸  
1 決定年月日 令和7年4月7日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**令和5年(フ)第343号**  
千葉市中央区末広3丁目13番1号クイーンズレゾン末広407号、開始決定時の住所千葉県市原市北国分寺台3丁目9番地2  
破産者 助川 隆行  
1 決定年月日 令和7年4月8日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和6年(フ)第1038号**  
千葉県市原市大坪260番地3  
破産者 滝瀬 友和  
1 決定年月日 令和7年4月8日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**令和6年(フ)第1345号**  
千葉市若葉区貝塚町486番地  
破産者 有限会社テクト技研  
1 決定年月日 令和7年4月8日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**令和6年(フ)第59号**  
鹿児島県阿久根市大川500番地  
破産者 有限会社尻無勘太郎商店  
1 決定年月日 令和7年4月8日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**鹿児島地方裁判所川内支部破産係**

**令和5年(フ)第1675号**  
東京都立川市富士見町7丁目32番44号レガリア1125  
破産者 足立 直樹  
1 決定年月日 令和7年4月9日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**令和6年(フ)第1105号**  
東京都立川市若葉町3丁目22番地の3  
破産者 奥村 鞘子  
1 決定年月日 令和7年4月9日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**東京地方裁判所立川支部民事第4部**

**令和6年(フ)第1966号**  
東京都小平市学園西町1丁目8番22号サニーフラットY101  
破産者 本多美代子  
1 決定年月日 令和7年4月9日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**東京地方裁判所立川支部民事第4部**

**令和6年(フ)第894号**  
兵庫県三田市西相野1014番地  
破産者 有限会社ママノ店シバノ  
1 決定年月日 令和7年4月9日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**神戸地方裁判所第3民事部**

**令和3年(フ)第3514号**  
東京都世田谷区玉川3丁目20番2号  
破産者 株式会社アイエイチ・ラブ  
1 決定年月日 令和7年4月10日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**東京地方裁判所民事第20部**

**令和3年(フ)第3515号**  
千葉県我孫子市つくし野2丁目24-8  
破産者 橋本 球介  
1 決定年月日 令和7年4月10日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**令和4年(フ)第1914号**  
東京都大田区田園調布本町46番3号  
破産者 ティービーエスシステム株式会社  
1 決定年月日 令和7年4月10日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**東京地方裁判所民事第20部**

**令和5年(フ)第223号**  
東京都台東区上野7丁目11番6号  
破産者 株式会社アスペクト  
1 決定年月日 令和7年4月10日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**東京地方裁判所民事第20部**

**令和5年(フ)第225号**  
東京都台東区元浅草1丁目6-26-101、開始決定時の住所東京都台東区上野7丁目11-6  
破産者 西 和彦  
1 決定年月日 令和7年4月10日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**東京地方裁判所民事第20部**

**令和5年(フ)第5400号**  
東京都江東区青海2丁目4番24号 青海フロンティアビル  
破産者 株式会社アルゼゲーミングテクノロジーズ  
1 決定年月日 令和7年4月10日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**東京地方裁判所民事第20部**

**令和5年(フ)第7510号**  
東京都中央区日本橋馬喰町2丁目7番13号  
破産者 株式会社フェルテ  
1 決定年月日 令和7年4月10日  
2 主文 本件破産手続を終結する。  
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

**東京地方裁判所民事第20部**

<p><b>令和6年(フ)第460号</b> 東京都葛飾区奥戸2丁目8-10-410、開始決定時の住所東京都江戸川区西小岩4丁目14-17-1102 破産者 土肥 英久 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p>	<p><b>令和6年(フ)第229号</b> 名古屋市天白区中坪町110番地 破産者 共生不動産株式会社 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p>	<p>1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係</p>	<p><b>令和6年(フ)第195号</b> 福井県大野市南春日野30号16番地4、旧住所福井県大野市国時町701番地 定住促進住宅国時団地1号棟 101号 破産者 梅田 晃希 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係</p>	<p><b>令和6年(フ)第406号</b> 埼玉県狭山市大字北入曽755番地の1 2-910 破産者 木村 朝陽 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部</p>
<p><b>令和6年(フ)第810号</b> 千葉県船橋市本町6丁目8-5-303 破産者 山本 亮 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p>	<p><b>令和6年(フ)第2号</b> 山形市大字漆山1420番地 破産者 有限会社山形水産 1 決定年月日 令和7年4月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p>	<p>1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福井地方裁判所民事部破産係</p>	<p><b>令和6年(フ)第694号</b> 川崎市多摩区菅3丁目12番45-101号 破産者 峰 照彦 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係</p>	
<p><b>令和6年(フ)第2849号</b> 東京都文京区大塚3丁目11番2号 音羽ビル7階 破産者 株式会社光生館 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p>	<p><b>令和6年(フ)第1742号</b> 東京都府中市四谷3丁目69番地の2 破産者 合同会社もっこり 1 決定年月日 令和7年4月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p>	<p>1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所川内支部破産係</p>	<p><b>令和6年(フ)第60号</b> 鹿児島県阿久根市大川500番地 破産者 尻無 和人 1 決定年月日 令和7年4月8日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所川崎支部破産係</p>	
<p><b>令和6年(フ)第2290号</b> 横浜市神奈川区菅田町1702 破産者 株式会社クラシス 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p>	<p><b>令和6年(フ)第189号</b> 金沢市窪7丁目364番地 破産者 合同会社金澤万力商店 1 決定年月日 令和7年4月11日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p>	<p>1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 鹿児島地方裁判所川内支部破産係</p>	<p><b>令和6年(フ)第430号</b> 埼玉県所沢市こぶし町23番40号 破産者 中村 工 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部</p>	
<p><b>令和5年(フ)第219号</b> 京都市中京区寺町通竹屋町上ル藤木町18番地 破産者 株式会社THE NeO 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p>	<p><b>令和6年(フ)第82号</b> 福井市米松2丁目4番3号 フレリア県立病院前311号室、旧住所福井県大野市東中野3丁目602番地 破産者 山村 英治 破産手続終結及び免責許可決定</p>	<p>1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部</p>	<p><b>令和6年(フ)第16号</b> 埼玉県富士見市貝塚2丁目18番3号 破産者 仙頭 良介 1 決定年月日 令和7年4月9日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部</p>	

<b>令和6年(フ)第176号</b>	函館市広野町6番404-53号 破産者 宮崎 康輔 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
<b>令和6年(フ)第53号</b>	埼玉県川口市並木2丁目16-5 ミルーナリュクス西川口901、住民票上の住所福島県双葉郡大熊町大字小入野字西大和久478番地5 破産者 小川 弘一 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福島地方裁判所会津若松支部破産係
<b>令和6年(フ)第1363号</b>	神奈川県横須賀市本町3丁目33番地3-1302 破産者 石川 秀人 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和6年(フ)第1792号</b>	神奈川県藤沢市下土棚1633番地の9 下土棚テラスハウス2号室 破産者 松本 孝則 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和6年(フ)第1894号</b>	神奈川県藤沢市石川6丁目26番地の10 ヴィラ中原102 破産者 田中 正彦

1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	横浜地方裁判所第3民事部	
<b>令和6年(フ)第2267号</b>	横浜市港南区笹下6丁目5番2号 メゾン・ド・オ-102 破産者 黒澤 芳隆 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	
<b>令和6年(フ)第2597号</b>	横浜地方裁判所第3民事部	
神奈川県藤沢市湘南台2丁目16番地の13 サンカーサ湘南台203号室 破産者 平鳴 直之 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	横浜地方裁判所第3民事部	
<b>令和5年(フ)第220号</b>	京都市伏見区醍醐中山町39番地2 市営住宅醍醐中山団地16-203、開始決定時の住所名古屋市東区泉2丁目18番26号 スカイハイツ高岳1101号 破産者 石川 泉 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。	京都市伏見区醍醐中山町39番地2 市営住宅醍醐中山団地16-203、開始決定時の住所名古屋市東区泉2丁目18番26号 スカイハイツ高岳1101号 破産者 石川 泉 1 決定年月日 令和7年4月10日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。
<b>令和6年(フ)第876号</b>	京都府久世郡久御山町市田東大門59番地1 田中アパート101号 破産者 コーシン樹脂ごと 幸 進	

<b>令和6年(フ)第83号</b>	福岡県大牟田市大字草木89番地1 グリーンコーポ201号、前住所熊本県荒尾市大平町3丁目2番地4 破産者 下川むつみ 1 破産債権の届出期間 令和7年5月16日まで 2 一般調査期日 令和7年7月9日午前11時 令和7年4月11日
<b>令和5年(フ)第142号</b>	福岡地方裁判所大牟田支部
<b>令和5年(フ)第142号</b>	香川県さぬき市大川町富田西2573番地1 破産者 川崎 啓三 1 破産債権の届出期間 令和7年5月23日まで 2 一般調査期日 令和7年7月11日午前11時 令和7年4月11日
<b>令和6年(フ)第333号</b>	高松地方裁判所民事部破産・再生係
<b>令和6年(フ)第333号</b>	愛媛県松山市和田甲200番地15 破産者 佐々木 理 1 破産債権の届出期間 令和7年5月26日まで 2 一般調査期日 令和7年7月17日午後2時15分 令和7年4月10日 松山地方裁判所民事部
<b>書面による計算報告</b>	次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
<b>令和6年(フ)第4224号</b>	大阪府池田市伏尾台1丁目14番地の4 破産者 吉住 邦子 異議申述期間 令和7年6月5日まで 令和7年4月10日
<b>令和6年(フ)第4224号</b>	大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和6年(フ)第4226号</b>	大阪府池田市伏尾台1丁目14番地の4 破産者 有限会社ティ・エス・ユー・プランニング 異議申述期間 令和7年6月5日まで 令和7年4月10日
<b>令和6年(フ)第4226号</b>	大阪地方裁判所第6民事部

**免責許可申立てに関する意見  
申述期間**

令和6年(フ)第8919号

東京都三鷹市牟礼2-10-12-201、住民票上の住所千葉県船橋市海神町南1丁目737-1-107

破産者 藤武 孝暢

免責意見申述期間 令和7年6月25日まで

令和7年4月10日

東京地方裁判所民事第20部

**小規模個人再生による再生手続開始**

令和7年(再イ)第1号

北海道滝川市中島町5丁目10番12号

再生債務者 山本 和臣

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月26日まで

札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和7年(再イ)第2号

北海道砂川市東1条南9丁目1番13-12号

再生債務者 片山 竜登

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月26日まで

札幌地方裁判所滝川支部再生係

令和7年(再イ)第14号

秋田市旭北栄町1番42号 CASAGRAN

秋田 A-402

再生債務者 藤本 誠

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月23日まで

秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第317号

愛知県半田市亀崎相生町3丁目71番地

再生債務者 鈴木 大智

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第318号

愛知県半田市亀崎相生町3丁目71番地

再生債務者 鈴木 藤子

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第53号

名古屋市中川区露橋1丁目26番16号 つゆはしひハイツ301号

再生債務者 南原 一樹

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第59号

愛知県海部郡蟹江町学戸1丁目23番地 グランマノワール蟹江304号

再生債務者 前田 謙一

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第70号

愛知県東海市荒尾町見幕62番地 サンオーパー

101

再生債務者 松下 新吾

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第78号

名古屋市南区砂口町52番地の9

再生債務者 大原 隆聖

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第8号

愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字福1189番地G racious 201号(前住所) 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字東寺子71番地2

再生債務者 野村 充花

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和7年(再イ)第7号

北海道虻田郡洞爺湖町泉26番地6

再生債務者 荒谷 史成

1 決定年月日時 令和7年4月11日午前11時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月23日まで

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

令和7年(再イ)第29号

静岡県藤枝市善左衛門1丁目19番地の26

再生債務者 村松 直樹

1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月23日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第21号

愛知県一宮市浅井町尾閑字山ノ前5番地2

再生債務者 土田 徹

1 決定年月日時 令和7年4月10日午後4時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月1日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月8日から令和7年5月15日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第10号

愛媛県松山市保免上1丁目9番5-3号

再生債務者 青野 周一

1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年5月2日まで

4 一般異議申述期間 令和7年5月9日から令和7年5月16日まで

松山地方裁判所民事部

令和6年（再イ）第88号 千葉県野田市木間ヶ瀬742番地93 再生債務者 櫻井 駿 1 決定年月日時 令和7年4月7日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月12日から令和7年5月26日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第8号 奈良県大和高田市南今里町2番8-401号 ニューエスト高田 再生債務者 中川みどり 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月27日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月29日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年（再イ）第28号 千葉県松戸市小根本49番地の3 PACE 202号、（前住所）千葉県柏市根戸470番地58 T's garden北柏2-604号 再生債務者 中山 弘和 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月27日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第23号 北九州市八幡西区西折尾町16番7号（コーポのじま301号） 再生債務者 竹内 宗一 1 決定年月日時 令和7年4月8日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月13日から令和7年5月20日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第78号 東京都江戸川区南葛西2-15-2-305 再生債務者 長倉 秀明
令和7年（再イ）第10号 神戸市中央区旭通2丁目10番2-201号（従前の住所）神戸市中央区下山手通3丁目11番8-401号 再生債務者 大河内俊博 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月28日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第12号 宮城県黒川郡大和町吉岡字西原21番地の9 西原宿舎1号棟105号 再生債務者 小松 健一 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月5日まで 仙台地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第117号 東京都杉並区高井戸西1-9-21-203 再生債務者 村上 豆
令和7年（再イ）第13号 神戸市北区鹿の子台南町6丁目31番2号 再生債務者 福本 篤史 1 決定年月日時 令和7年4月9日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月28日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第6号 群馬県太田市新田瑞木町38番地6 再生債務者 上原 英夫 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで 前橋地方裁判所太田支部	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年（再イ）第120号 東京都大田区池上6-19-14-201 再生債務者 畠柳 創
令和7年（再イ）第71号 東京都葛飾区東水元5-10-11-211 再生債務者 岡本 憲司	令和7年（再イ）第15号 神奈川県藤沢市辻堂西海岸2丁目3番5-101号 再生債務者 平子 陽子（旧姓今井） 1 決定年月日時 令和7年4月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで 神戸地方裁判所姫路支部	令和7年（再イ）第34号 兵庫県姫路市新在家4丁目2番13号 再生債務者 濑川 裕子 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで 神戸地方裁判所姫路支部

<b>令和7年（再イ）第8号</b> 広島市南区丹那新町11番6号 再生債務者 空野 朋子 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月29日まで 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和7年（再イ）第6号</b> 群馬県伊勢崎市境小此木182番地1 再生債務者 青木 佑介 1 決定年月日時 令和7年4月11日前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月13日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部	<b>令和6年（再イ）第79号</b> 大津市山百合の丘7番5号 再生債務者 松宮 靖宗 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月30日まで 大津地方裁判所民事部再生係	<b>令和6年（再イ）第17号</b> 山形県酒田市緑ヶ丘2丁目8番地の25 再生債務者 長谷川健太 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月10日 山形地方裁判所酒田支部
<b>令和7年（再イ）第27号</b> 広島市安佐南区山本5丁目16番10—8号 再生債務者 前田健二郎 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月29日まで 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和7年（再イ）第9号</b> 群馬県前橋市幸塚町188番地2 再生債務者 椎名 優介 1 決定年月日時 令和7年4月11日前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月13日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	<b>令和7年（再イ）第39号</b> 兵庫県加古川市野口町二屋336番地の1（従前の住所）神戸市西区秋葉台2丁目4番地の22 再生債務者 坂本冷機工業所こと 坂本 富男 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月13日まで 大津地方裁判所民事部再生係	<b>令和6年（再イ）第17号</b> 山形県酒田市緑ヶ丘2丁目8番地の25 再生債務者 長谷川健太 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月10日 山形地方裁判所酒田支部
<b>令和7年（再イ）第28号</b> 広島市安佐南区山本5丁目16番10—8号 再生債務者 前田 理絵 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月15日から令和7年5月29日まで 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和7年（再イ）第9号</b> 群馬県前橋市幸塚町188番地2 再生債務者 椎名 優介 1 決定年月日時 令和7年4月11日前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月13日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	<b>令和7年（再イ）第39号</b> 兵庫県加古川市野口町二屋336番地の1（従前の住所）神戸市西区秋葉台2丁目4番地の22 再生債務者 坂本冷機工業所こと 坂本 富男 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月13日まで 大津地方裁判所民事部再生係	<b>令和6年（再イ）第17号</b> 山形県酒田市緑ヶ丘2丁目8番地の25 再生債務者 長谷川健太 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月7日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月10日 山形地方裁判所酒田支部
<b>令和6年（再イ）第49号</b> 徳島県徳島市北島田町1丁目157番地の2 ヒマリアF号室 再生債務者 頭師 勇介 1 決定年月日時 令和7年4月10日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年5月29日まで 広島地方裁判所民事第4部	<b>令和6年（再イ）第12号</b> 群馬県桐生市菱町4丁目2154番地の5 前野住宅C号 再生債務者 山川 正太 1 決定年月日時 令和7年4月11日前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月13日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	<b>令和7年（再イ）第14号</b> 福岡県久留米市山川安居野3丁目9番23—2号 レガロシェルブルB号 再生債務者 荒木 駿一 1 決定年月日時 令和7年4月11日前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年6月13日まで 神戸地方裁判所姫路支部	<b>令和6年（再イ）第1号</b> 山形県酒田市光ヶ丘4丁目21番15号 光ヶ丘マンション23号 再生債務者 酒井 優 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月10日 山形地方裁判所酒田支部
<b>令和7年（再イ）第9号</b> 茨城県龍ヶ崎市中根台1丁目10番地7 再生債務者 鬼澤英美子 1 決定年月日時 令和7年4月11日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	<b>令和7年（再イ）第1号</b> 横浜市中区錦町5番地 本牧ポートハイツ8号棟406号室 再生債務者 合原由紀夫 1 決定年月日時 令和7年4月11日前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年5月30日まで 前橋地方裁判所桐生支部	<b>令和7年（再イ）第3号</b> 佐賀県東松浦郡玄海町大字有浦下4397番地 再生債務者 青木 積 1 決定年月日時 令和7年4月11日前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月19日から令和7年5月26日まで 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	<b>令和6年（再イ）第197号</b> 埼玉県鴻巣市広田3266番地8 再生債務者 南 弘一 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月8日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月10日 山形地方裁判所酒田支部
<b>令和7年（再イ）第9号</b> 徳島地方裁判所民事部	<b>令和7年（再イ）第13号</b> 横浜市中区錦町5番地 本牧ポートハイツ8号棟406号室 再生債務者 合原由紀夫 1 決定年月日時 令和7年4月11日前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで 4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年5月30日まで 前橋地方裁判所桐生支部	<b>令和7年（再イ）第4号</b> 佐賀県唐津市大字有浦下4397番地 再生債務者 西岡 成 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月10日 寺田ま地方裁判所第3民事部	<b>令和6年（再イ）第35号</b> 富山市森4丁目5番18号 D—room北の森205号室 再生債務者 海老原康晶 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月1日付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで 令和7年4月10日 富山地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第134号 東京都町田市成瀬1丁目12番地11 再生債務者 永井 趟彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2日まで 令和7年4月11日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(再イ)第37号 福岡県久留米市高良内町3132番地 自衛隊内 野宿舎5棟3号 再生債務者 中村 修二 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2日まで 令和7年4月11日 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月9日 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係 令和6年(再イ)第22号 沖縄県うるま市字喜屋武117番地 V i l l a U r u m a 3-A 再生債務者 屋我 竜二 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月9日 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月11日 福井地方裁判所
令和6年(再イ)第46号 神奈川県秦野市曾屋734番地の6 再生債務者 石井 辰弥 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2日まで 令和7年4月11日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和6年(再イ)第24号 釧路市桜ヶ岡1丁目13番5号 再生債務者 三浦 美咲 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月9日 銚路地方裁判所民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月9日 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月11日 高松地方裁判所觀音寺支部
令和7年(再イ)第5号 神奈川県平塚市東中原2丁目24番26-206号 V I L L A湘南 再生債務者 工藤 大宙 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2日まで 令和7年4月11日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和6年(再イ)第8号 千葉県松戸市小金清志町3丁目82番地の3 レオパレス北小金第17-104号 再生債務者 渋谷 誠 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月9日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月10日 静岡地方裁判所掛川支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 9日まで 令和7年4月11日 高松地方裁判所觀音寺支部
令和6年(再イ)第96号 静岡県島田市湯日3584番地の2 再生債務者 大石 弘樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2日まで 令和7年4月11日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和6年(再イ)第41号 山梨県北杜市長坂町白井沢2361番地60(前住 所)埼玉県越谷市宮本町5丁目234番地 M' s S Q U A R E 107 再生債務者 田場川大地 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 7日まで 令和7年4月9日 甲府地方裁判所民事部破産係	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月10日 静岡地方裁判所掛川支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年4月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 12日まで 令和7年4月11日 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和6年(再イ)第60号 静岡県伊東市八幡野1216番地の47 再生債務者 内藤 佳久 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 2日まで 令和7年4月11日 静岡地方裁判所民事第2部	令和6年(再イ)第51号 大阪府貝塚市津田北町17番1-506号 再生債務者 中村 国泰	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月 8日まで 令和7年4月10日 大阪地方裁判所第6民事部	1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年4月 30日まで 令和7年4月9日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(再イ)第3号 福井市市波町第30号11番地 再生債務者 竹下美樹男			

**令和6年(再イ)第126号**  
兵庫県三木市宿原1263番地73(住民票上の住所)兵庫県淡路市大町上260番地35  
再生債務者 小山 清司  
1 決議に付する再生計画案 令和7年2月7日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月1日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで  
令和7年4月10日  
　　神戸地方裁判所第3民事部個人再生係  
**令和7年(再イ)第11号**  
神戸市東灘区御影本町3丁目13番12号 パルテールⅢ 101号  
再生債務者 川岸 和正  
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月7日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月1日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで  
令和7年4月10日  
　　神戸地方裁判所第3民事部個人再生係  
**令和6年(再イ)第113号**  
兵庫県姫路市香寺町香呂86-1 エステートピア香呂207号室(住民票上の住所)兵庫県姫路市夢前町宮置396番地70  
再生債務者 三輪 隆也  
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月31日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月1日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月8日まで  
令和7年4月10日 神戸地方裁判所姫路支部  
**令和6年(再イ)第126号**  
北九州市門司区松原1丁目11番21-301号、前住所福岡県福津市福間駅東1丁目1番8-1003号  
再生債務者 白水 勇馬  
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月4日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月1日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで  
令和7年4月10日  
　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(再イ)第7号**  
北九州市小倉南区蒲生3丁目3番36号  
再生債務者 久保 香奈  
1 決議に付する再生計画案 令和7年4月2日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月1日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月1日まで  
令和7年4月10日  
　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部  
**令和6年(再イ)第65号**  
新潟市中央区上所上1丁目1番8号 フリージア102号  
再生債務者 金川 由香  
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月12日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月2日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月2日まで  
令和7年4月11日 新潟地方裁判所民事部  
**令和7年(再イ)第2号**  
香川県高松市香南町由佐731番地10  
再生債務者 多田 政申  
1 決議に付する再生計画案 令和7年3月25日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月9日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月9日まで  
令和7年4月11日  
　　高松地方裁判所民事部破産・再生係  
**令和6年(再イ)第36号**  
宮崎県児湯郡新富町大字三納代2370番地 三納代団地3-2  
再生債務者 水筑 智也  
1 決議に付する再生計画案 令和7年1月31日付け再生計画案  
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年5月9日  
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年5月9日まで  
令和7年4月11日  
　　宮崎地方裁判所民事部個人再生係  
**令和7年(再イ)第10008号**  
愛媛県新居浜市喜光地町1-1-44-101  
再生債務者 鈴木 重雄  
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月7日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月14日から令和7年5月28日まで  
　　神戸地方裁判所第3民事部個人再生係  
**令和7年(再口)第10008号**  
　　愛媛県新居浜市喜光地町1-1-44-101  
　　再生債務者 鈴木 重雄  
1 決定年月日時 令和7年4月10日午後5時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
　　宮崎地方裁判所民事部個人再生係  
　　宮崎地方裁判所民事部個人再生係

3 再生債権の届出期間 令和7年5月8日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月22日から令和7年6月12日まで  
　　東京地方裁判所民事第20部  
**令和7年(再口)第1号**  
三重県度会郡玉城町佐田341番地19  
再生債務者 中田 泰人  
1 決定年月日時 令和7年4月11日午前10時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月16日から令和7年5月30日まで  
　　津地方裁判所伊勢支部再生係  
**令和6年(再口)第7号**  
熊本市中央区魚屋町1丁目30番地1  
再生債務者 増永 香奈  
1 決定年月日時 令和7年4月11日午後1時  
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年5月9日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年5月23日から令和7年5月30日まで  
　　熊本地方裁判所民事第1部破産再生係  
　　給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取  
**令和6年(再口)第9号**  
横浜市南区井土ヶ谷中町75番地  
再生債務者 湯澤 通成  
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年3月26日付け再生計画案  
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由  
3 2の書面の提出期間 令和7年4月25日まで  
令和7年4月11日  
　　横浜地方裁判所第3民事部再生係  
**令和6年(再口)第23号**  
埼玉県戸田市美女木1丁目19番地の19  
再生債務者 大垣 清二  
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月2日付け再生計画案  
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由  
3 2の書面の提出期間 令和7年4月30日まで  
令和7年4月9日  
　　さいたま地方裁判所第3民事部



## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十二日であり、組織変更後の商号は株式会社ウエルビーリングとなりました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

兵庫県西宮市大浜町一番五八一五〇一号

合同会社ウエルビーリング  
代表社員 佐藤 彰啓

## 組織変更公告

当組合は、生産森林組合の組織を変更して認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

組織変更後の名称は、大谷区森林部とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、貸借対照表は主たる事務所に備えおいてあります。

令和七年四月二十一日

兵庫県美方郡香美町香住区大谷二五〇番地  
組合長理事 山本 克吉

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

效力発生日は令和七年六月十七日であり、組織変更後の商号はK & R E A L プロパティ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

兵庫県姫路市伊伝居六四五番地五  
K & R E A L プロパティ合同会社  
代表社員 毛利 在宏

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目四番三  
三〇二号 合同会社L e t , s

代表社員 田中 英浩

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

福岡市南区野多目六丁目一一番三八号  
エムエム合同会社  
代表社員 松井 秀二

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

福岡県福岡市博多区御供所町二番五三一四  
〇三号 合同会社ティーズ総合会計  
代表社員 滝口 純子

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

北海道虻田郡ニセコ町字本通三五番地三〇  
ナガタ屋合同会社  
代表社員 永田 貴徳

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

效力発生日は令和七年六月十七日であり、組織変更後の商号はK & R E A L プロパティ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

大谷生産森林組合  
組合長理事 山本 克吉

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

效力発生日は令和七年六月十七日であり、組織変更後の商号はK & R E A L プロパティ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

兵庫県美方郡香美町香住区大谷二五〇番地  
組合長理事 山本 克吉

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目四番三  
三〇二号 合同会社L e t , s

代表社員 田中 英浩

## なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://lk.secure.freee.co.jp/companies/322264#announces>

令和七年四月二十一日

東京都港区赤坂四丁目八番一九号赤坂フロントタウン三階  
株式会社C on o r i s T e c h n o l o g i e s  
代表取締役 内山 幸

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

福岡市中央区中山手通一丁目九番五号  
神戸市中央区中山手通一丁目九番五号  
株式会社HAKKI AFRICA 有限公司  
代表取締役 鎌倉 文忠

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

福岡県福岡市博多区御供所町二番五三一四  
〇三号 合同会社ティーズ総合会計  
代表社員 滝口 純子

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

北海道虻田郡ニセコ町字本通三五番地三〇  
ナガタ屋合同会社  
代表社員 永田 貴徳

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

大谷生産森林組合  
組合長理事 山本 克吉

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

兵庫県美方郡香美町香住区大谷二五〇番地  
組合長理事 山本 克吉

## 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目四番三  
三〇二号 合同会社L e t , s

代表社員 田中 英浩

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

東京都港区赤坂四丁目八番一九号赤坂フロントタウン三階  
株式会社C on o r i s T e c h n o l o g i e s  
代表取締役 内山 幸

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

福岡市中央区中山手通一丁目九番五号  
神戸市中央区中山手通一丁目九番五号  
株式会社HAKKI AFRICA 有限公司  
代表取締役 鎌倉 文忠

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億九千九百九十九万八千八百円から六億九千九百九十九万八千八百円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

福岡県福岡市博多区御供所町二番五三一四  
〇三号 合同会社ティーズ総合会計  
代表社員 滝口 純子

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億九千九百九十九万八千八百円から六億九千九百九十九万八千八百円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

北海道虻田郡ニセコ町字本通三五番地三〇  
ナガタ屋合同会社  
代表社員 永田 貴徳

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

大谷生産森林組合  
組合長理事 山本 克吉

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

兵庫県美方郡香美町香住区大谷二五〇番地  
組合長理事 山本 克吉

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千六百六十三万七千八百三十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目四番三  
三〇二号 合同会社L e t , s

代表社員 田中 英浩

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

静岡県榛原郡吉田町神戸一二三五番地  
株式会社大川原製作所  
代表取締役 大川原行雄

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千五百五十八万八千四百七十一円減少し、四億六千五百五十八万八千七百六十円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

福岡市東区千早三丁目九番二三一號  
株式会社千早システムズ  
代表取締役 手嶋 秀剛

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

福岡市東区千早三丁目九番二三一號  
株式会社千早システムズ  
代表取締役 手嶋 秀剛

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億九千五百五十八万八千四百七十一円減少し、四億六千五百五十八万八千七百六十円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

福岡市東区千早三丁目九番二三一號  
株式会社千早システムズ  
代表取締役 手嶋 秀剛

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億九千五百五十八万八千四百七十一円減少し、四億六千五百五十八万八千七百六十円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

静岡県榛原郡吉田町神戸一二三五番地  
株式会社大川原製作所  
代表取締役 大川原行雄

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億九千五百五十八万八千四百七十一円減少し、四億六千五百五十八万八千七百六十円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月二十一日

奈良県北葛城郡王寺町王寺二丁目四番三  
三〇二号 合同会社L e t , s

代表社員 田中 英浩

